

副本

令和5年（行ウ）第2号 BSL4施設指定差止め等請求事件

原告 山田一俊 ほか1名

被告 国

第 3 準 備 書 面

令和6年7月26日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

井	垣	成	一	
渡	邊	俊	幸	
村	上	有	希	
比	嘉	友	美	
佐	伯	和	子	
尾	崎	亜	希子	
本	山	健	太	
小	林	穂	乃香	
藤	本	洋	行	
横	田	栄	一	
深	野	竹	志	
杉	本	昌	生	

荒	川	まい子	
荒	田	英治	
品	川	拓海	
竹	田	あずさ	

第1 はじめに

被告は、原告ら第2準備書面に対して、必要な範囲で反論するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第2 原告適格に係る原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、原告ら第2準備書面において、再度もんじゅ最高裁判決を引用し、本件各指定処分について、本件施設の周辺に住む原告らには原告適格が認められる旨主張する（原告ら第2準備書面第2の3・11ないし15ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告らが引用する、もんじゅ最高裁判決の事案は本件とは異なり、原告らが原告適格を有するとはいえないこと

ア 被告第2準備書面第2の2(1)(3ないし5ページ)で述べたとおり、本件施設において事故が発生した場合であっても、施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な被害を受けるおそれは低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっており、原告らが原告適格を有するとはいえない。

以下、ウイルスと放射性物質との違い等の観点から、主張を補充する。

イ 本件施設の外にウイルスが漏出し感染する可能性は限りなく低いこと

(7) 特定一種病原体等を取り扱う施設においては、一般的に、ウイルスは凍結可能なプラスチック製の微量試験管で保存され、これに含まれるウイルス液量は極めて微量で厳重に保管される。そして、ウイルスを取り扱う際には、安全キャビネットの封じ込め気流内で取り扱い、その空気は安全キャビネットに内蔵された高性能フィルター（HEPAフィルター）で清浄化される。さらに、特定一種病原体等を取り扱う施設におい

ては、実験室内の空気が二重のHEPAフィルターを通じて清浄化された上で排出されるため、ウイルスが排気に含まれることはない。(乙第11号証1及び2ページ)

(イ) ウイルスは -80°C 以下の超低温槽内で凍結状態で保存される。したがって、仮に施設が損壊したとしても、超低温槽さらにはプラスチック製の微量試験管が破損してウイルス液が漏出する可能性は極めて低い。また、仮にウイルス液が漏出したとしても、ウイルスは液体の中に存在し、粉末状や霧状(エアロゾル)では存在せず、感染経路もヒトとヒトとの接触によるものなので、空気感染・飛沫感染は起こらない。さらに、仮にウイルスが空気中に漏出したとしても、ウイルスは熱・日光・紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅する。(乙第10号証358ページ、乙第11号証1、3、6及び10ページ、乙第12号証、乙第13号証2ページ)

(ウ) 施設の損壊により仮にウイルス液が漏出するような場合であっても、感染症法の規定により、特定病原体等所持者に対し災害時の応急措置を講じることを義務付けており、厚生労働省では、「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル(事業者向け対応マニュアル)」(乙第14号証)及び「特定病原体等に係る事故・災害時対応指針(関係省庁向け対応指針)」(乙第15号証)を公表し、緊急時における連絡体制の整備や対応を示しているほか、状況に応じて厚生労働省職員の現地派遣や管轄自治体への協力要請を行い、立入禁止や消毒等、感染症のまん延防止に必要な措置を講ずることとしている。

そして、エボラウイルスを含む一類感染症の病原体の消毒・滅菌方法については、患者の血液・分泌物・排泄物、及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒することとされ、その消毒方法について「 80°C ・10分間の熱水」などと具体的な方法が既に確立されている(乙第16

号証2ページ)。

(エ) 以上のとおり、特定一種病原体等を取り扱う施設は、何重もの対策により厳重にウイルスを封じ込める施設であり、病原体等が漏出する可能性は極めて低い。また、取り扱うウイルスが空気中に漏出するとは考え難く、仮に漏出したとしても、外気中では短時間で死滅する上、感染症の発生・まん延防止を目的として何重もの安全策が感染症法の規準として規定されている。

ウ ウイルスの漏出があっても原告らに直ちに危険を及ぼすとはいえないこと

(ア) 前記イ(イ)で述べたとおり、仮にウイルス液が漏出したとしても、ウイルスは液体の中に存在し、粉末状や霧状(エアロゾル)では存在せず、感染経路もヒトとヒトの接触によるものなので、空気感染・飛沫感染は起こらないし、仮にウイルスが空気中に漏出したとしても、ウイルスは熱・日光・紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅するから、本件施設からいずれも500メートル以上離れた場所に居住する原告らに直ちに危険を及ぼすとはいえない。

(イ) 原告らは、エボラウイルスが「1～10個のエアロゾル化した感染性ウイルスが存在すればヒトにおける感染を起こすのに十分」と主張し、その根拠として、甲第128号証資料4の2ページを挙げる(原告ら第2準備書面第3の3(1)ア・16ページ)。

特定一種病原体等を取り扱う施設において、ウイルスがエアロゾルでは存在しないことは既に述べたとおりであるが、この点をおくとしても、上記資料4が引用している文献(同資料8ページの参考文献12)は、医療用フェイスマスクの試験規格を述べたものであって、エボラウイルスとは直接的には関連しないものである。なお、同資料はキンバリークラーク社のウェブページ上で現在確認できず、その記載内容が現在も維

持されているか不明である。

- (ウ) また、原告らは、施設から漏れ出したウイルスが食物連鎖により最終的にコウモリに到達して宿主となり、本件施設周辺地域の風土病になるおそれがある旨主張する（原告第2準備書面第3の3(2)・16及び17ページ）。

しかし、エボラウイルスや、同じフィロウイルス属であるマールブルグウイルスの宿主（そのウイルスに感染し得て、かつ、感染し続ける動物）とされているのは、果物を主食とする大型のオオコウモリであるところ、オオコウモリは本件施設周辺に生息しておらず、ラッサウイルスの宿主も日本に生息していないほか、クリミア・コンゴ出血熱ウイルスについても、環境中に動物を介して漏出する危険性はない（乙第12号証、乙第13号証1ページ、乙第17号証）。

なお、これまでに我が国に生息するコウモリからエボラウイルス等の特定一種病原体等が検出された報告はない。

- (エ) したがって、本件施設において取り扱われる可能性がある特定一種病原体等の特性を鑑みると、仮にウイルスの漏出が起きたとしても、本件施設からいずれも500メートル以上離れた場所に居住する原告らに直ちに危険を及ぼすとはいえない。

エ 原告らが引用するもんじゅ最高裁判決の事案は本件とは異なること

- (ア) もんじゅ最高裁判決の事案における「もんじゅ」は、MOX（ウラン・プルトニウムの混合物）を燃料としてさらに燃料（プルトニウム）を増殖させる高速増殖炉である。具体的には、「もんじゅ」は、「通常の原子力発電所で使われる軽水炉がウラン235を燃料とするのと異なり、軽水炉の使用済核燃料等に含まれるプルトニウム239を主たる燃料として発電し、かつその過程で消費した以上のプルトニウム239を生成することができる原子炉」（乙第18号証1ページ）であり、「プルト

ニウム239が放射性崩壊を起こしているときにウラン238と一緒に
入れておくと、ウラン238が中性子を吸収してプルトニウム239に
変化するため、消費した量以上のプルトニウム239を生み出すことが
できる」のであって、「このように燃料を増殖させる炉を「高速増殖炉」
という。」(同号証2ページ)。

「もんじゅ」において使用されるウラン238の半減期はおよそ45
億年、プルトニウム239の半減期はおよそ2万4000年であり(乙
第19号証)、いずれの放射性物質も極めて長期間にわたって環境中に
残留する。

- (イ) 一方で、前記イ及びウで述べたとおり、本件施設において取り扱われ
る可能性のある特定一種病原体等は、仮に空気中に漏出したとしても、
ウイルスは熱・日光・紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅するから、
放射性物質のように環境中に残留や蓄積をすることはなく、また、
その宿主となる動物が本件施設の周辺には生息していないことなどから、
一旦漏出すれば拡散する性質のものでもない。

したがって、もんじゅ最高裁判決の事案と本件とは、その前提を大きく
異にし、本件施設において事故が発生した場合であっても、施設周辺
住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な被害を受けるおそれは
低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっており、原告らが原告適
格を有するとはいえない。

(2) 小括

したがって、原告らが、本件訴えについて「法律上の利益を有する」と認
めることはできず、原告らは原告適格を有しないというべきである。

第3 結語

以上より、原告らの訴えはいずれも不適法なものであるから、速やかに却下

されるべきである。

以 上